

平成24年第3回  
利根町議会定例会会議録 第2号

平成24年9月4日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
総務課	長	師岡昌巳	君
企画財政課	長	秋山幸男	君
まちづくり推進課	長	高野光司	君
税務課	長	坂本隆雄	君
住民課	長	木村克美	君
福祉課	長	石塚稔	君
保健福祉センター	所長	岩戸友広	君
環境対策課	長	蓮沼均	君
保険年金課長兼国保診療所事務長		鬼澤俊一	君
経済課	長	矢口功	君
都市建設課	長	飯塚正夫	君
会計課	長	菅田哲夫	君
教育	長	伊藤孝生	君
学校教育課	長	福田茂	君
生涯学習課	長	石井博美	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

平成24年9月4日(火曜日)

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午後1時00分開議

議長(五十嵐辰雄君) こんにちは。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番(若泉昌寿君) 皆さんこんにちは。

ことしの夏は大分暑かったですね、まだ残暑が厳しいです。ことしは特にオリンピックがありまして、日本の選手たち大変活躍してくれました。国民の我々は大変感動いたしました。今現在、障害者の祭典パラリンピックがやっておりますが、このパラリンピックにおきましても、日本の選手の皆さん、活躍してくれることを期待したいと思います。

今回は、私、久方ぶりに1番バッターということで質問させていただきます。今回は農業問題で行政に対して質問いたします。

まさに今、利根町、稲刈りの真っ最中でございます。今のところは、田んぼは稲作で全部つくっているような形ですが、特に文地区におきましては荒れ地が目立っております。

今現在、利根町の農家に従事している方は、2年前で平均68歳に達しております。ですから、現在では70歳近いのかなと、そんな感じもします。あと何年農家の皆さん米をつくってやっていかれるのか、大変私不安に思います。

この農業に対して今回一般質問をするに当たりまして、多くの方とお話をしました。あと何年くらいやれそうですか。そうですね、3年、と言う人もいます。また5年と言う人もいます。また60歳ぐらいの人は、まだまだ元気があるから10年以上はやれるよと、そういう方もいます。年齢でやめる方と、それと、機械が今は大変に高いですね。コンバイン1台買っても300万円が出る。トラクターもそのように高いです。ですから、2町歩や3町歩つくりましても機械代にもならない、それが今の利根町の農家の現状でございます。

今の機械、例えばコンバインが壊れたらもう買わないでやめるんだと、トラクターが壊れたらやめるんだと、いろいろな面でお話をさせていただきまして、そういう答えが返ってきております。

そういうことで、これからの利根町の農業に関しまして行政はどのように考えているのか、きょうここで農業に対して一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

農業について質問させていただきます。

利根町の産業は農業であり、その中で米づくりが主体と言っても過言ではないと思います。しかし、現状を見ると、農業に従事している方々の平均年齢は68歳を過ぎ、高齢になってきております。今後の日本の農業は(国で考えることではありますが)、特に利根町の農業を町はどのように考えているのか伺います。

1といたしまして、基盤整備の必要性について。

東文間地区は既に終了しております。現在、文間地区で行っておりますが、文間地区全体ではありません。今後、文地区、布川地区についての整備は考えているのかお伺いをいたします。

また、文地区、布川地区の整備を行なわないとき、町として今後の米づくりをどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長(五十嵐辰雄君) 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長(遠山 務君) 議員の皆様方には、きのうに引き続き大変暑い中、ご苦労さまでございます。

それでは若泉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、基盤整備の必要性についてでございますが、農業を取り巻く環境が厳しくなる中、当町農業の発展を図るためには、土地利用型農業の生産性の向上や地域の特性を生かした高付加価値型農業を確立することが重要となります。これらを進めるためには、高度

な土地利用や農業機械の有効利用ができる高能率な圃場や付加価値の高い農業の展開が可能となる圃場の整備、開発が不可欠であり、基盤整備が必要であると考えております。

次に、文地区、布川地区についての整備も考えているのかというご質問でございますが、この両地区については、以前から基盤整備の要望が出されており、文地区については、平成7年9月に上曽根地区、羽根野地区、下曽根地区から基盤整備の要望書が提出されました。

これを受け、町では土地改良事務所等との調整会議を開催、また、地元説明会等も開催し、事業の説明なども行っております。さらに、平成19年10月には、押付新田、中田切地区においてアンケート調査を実施し、その結果は、賛成66%という結果で、地権者の盛り上がり欠ける状況であったことから、事業が進まず現在に至っているという状況でございます。

布川地区についても、平成10年5月に要望書が出され、土地改良事務所等関係機関と地元土地改良区役員の間で何度か話し合いが行われましたが、その後は進展がないという状況でございます。

町の今後の計画としては、人・農地プラン作成に伴うアンケート調査に、基盤整備に対する地権者の考え等を伺う項目を盛り込みアンケート調査を行い、集落座談会等を開催したいと考えております。その中で、農家の皆様の基盤整備に対する機運が高まりましたら、町の財政状況等勘案し、事業採択に向け手続を進めたいと考えております。

次に、文地区、布川地区の基盤整備を行わないとき、町として今後の米づくりをどのように考えているのかというご質問にお答えします。

米づくりについては、あくまでも農家が主役でありますから、先ほど答弁しましたように、人・農地プラン作成に向けて、地域の農地を今後どうするのか、担い手はどうするのかといったことを話し合っていただくことが重要であると思っておりますので、地域で話し合いができるよう支援していきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） それでは、再度質問をさせていただきます。

傍聴の方もおりますので、ちょっと資料の方を読ませていただきますと、現在の利根町全体の耕地面積ですが、田んぼ1,121ヘクタール、畑が245ヘクタール、さらに現在、農業に従事されている方々1,263人、そのうち専業農家、要するに農業だけということですね、それで生活している方が48戸、兼業農家、この農家の方々たちが385戸、それで先ほど言いましたけれども、これは2010年の調べでございますが、年齢が68.5歳、ですから今は約70歳近くになっているのかなと、そのような感じがします。

さらに、東文間地区はほとんど基盤整備は終わっておりますが、文間地区は今やっておりますね。文間地区の耕作面積が417ヘクタール、そのうち基盤整備をやっておりますが、終わるのは約10年近くかかりまして、行われる面積が156ヘクタール、それで1期工事が終

了する年月日が平成26年、これ2期に分れますから、2期工事が終了するのが平成30年度、そのような感じになっております。

文地区の耕地面積が285ヘクタール、布川地区は少し少なくなります、170ヘクタールです。これが今の利根町の耕地面積の数字でございます。

それで、先ほどの町長からの答弁、基盤整備は必要であるという答弁をいただきました。私も確かに必要だと思えます。それで、文間地区を今やっておりますが、2期工事を終わるのが平成30年、それで文地区は平成7年度にそういう要望があったということですが、その後は進展していない。19年度に押付新田、中田切からもありましたけれども、賛成が66%、そういう答弁でございました。

今、従事している農家の方が約70歳近くになります。これからすぐやったとしても、すぐやったとしても従事している年齢は75歳、終わるころには80歳になります。もし基盤整備をやるとして、今、金額の数字がはっきりわかりませんが、妥当の工事費は20万円以上かかると思うのです。もちろん国が一番出してくれます。それから、県、町、それと地権者。地権者が出すのが、はっきりはわかりませんが20万円以上はかかっていると思えます。1町歩あると200万円、2町歩あると400万円、このお金を出さなければいけないのです。ですから、農家の方々というのはなかなか結局賛成しにくいというのは、そういう点もあると思うのです。

そのお金の面もありますが、自分たちの年齢そのものが高くなる。10年後は自分たちがやっていけない。そういう認識を皆さん持っていると思うのです。ですから、私ははっきり言って、これ以上基盤整備というのはなかなか進まないのかなと、利根町の場合は文間地区で終わるのかなと、そんな感じがしますが、ただ、先ほどの町長の答弁ですと、文地区で要望があり、布川地区で要望ありと、そういう話ですが、そこで一つ町長にお伺いしますけれども、積極的に文地区、布川地区に対して基盤整備をやりましょうと、行政として進めていくのか、それとも先ほど町長が答弁したとおり、行政としてはそんなに進めていかない、ただ文地区の方、布川地区の方たちとの話し合いをやって、その様子を見るか、その点ひとつ答弁をお願いします。強く進めていくのか、いかないのか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） お答えいたします。

先ほどから若泉議員おっしゃるとおり、利根町の農業従事者の平均年齢が68歳を超えていると、これは県の44市町村の平均の大体3ポイントぐらい上をいっている、その中で1,100強ヘクタールの田んぼがあるわけでございますが、先ほどから申し上げておりますとおり、やはりこれから集積化を図っていくには、どうしても基盤整備は進めていかなければならないと考えております。ただ、文地区の場合は66%でございますが、地元の同意が95%、これが一つの目安になりますので、66%の同意では町としてはどうにもならない。

それと、やはり農業者の方がいろいろな状況がありますので、町としてそれを推し進め

るというよりは、地元から盛り上げていただきたい。それで95%の同意を何とか取りつけていただければ、町としても、普通であれば国が50%、県が30%、自己負担が20%であります。今までの利根町の経緯もございますので、その20%のうちの10%は町で持ち出して基盤整備を進めていきたいという基本的な考えはございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 町長、要するに地元の基盤整備に対して要望が95%あればということですね。これは絶対に95%はできるはずがないですよ。私が先ほど言いましたように、年齢層が高くなるのですから、ましてやお金がかかるのですよ。

今、利根町の平均耕作面積というと2町歩はないと思いますよ。2町歩あったとして、その2町歩に対して基盤整備をやる、では400万円以上のお金をかけて、それでやるという農家の方はそんなにいないですよ。ですから、95%なんて絶対あるわけがないですよ。これは、どう考えたって。ですから、私の考えは、はっきり言って、今、文間地区で基盤整備をやっていますね。これで利根町の基盤整備は終わりかなと、そのように思っています。

では、その基盤整備、文間地区で終わりということになると、文間地区も全部ではありませんから、文地区、布川地区、この農地はどうなるのか、現状で、要するに5畝くらいの田んぼもあるし、1反5畝くらいのもあります。1反歩もあります。さらには形の悪い、そういう田んぼもあります。そういう状況の田んぼが、全部ではありませんよ、布川地区、文地区なのです。そういう能率の上がない田んぼで、これから年齢は高くなります。それから、大型機械では普通の能率が上がりませんよ。昔と違って稲をかまで刈っているわけではないのですから、ですから、このままでいけば基盤整備はやれない。では現状でこのままどうなるかと言ったら、町が何らかの策を練って、それで農家の方たちに問いかけてやるような施策をしなければ、恐らくあと5年たったら、今よりも荒れ地は倍以上、私は3倍くらいになるのかなと、10年たったら、まず文地区、布川地区においては、今つくっている田んぼの半分は荒れ地になるのかなと、私はそのように思っています。

ですから、先ほど町長が答弁で言いましたように、農家の方たちからというより、行政から何かの策は考えていませんか、答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほども申し上げましたとおり、負担割合というのは、普通であれば自己負担が2割というところを、それを10%町で負担しましょうという姿勢でやっておりますので、その姿勢は今までもそういう条件でやっておりました。

利根地区の場合は、減歩方式ということで地元負担はないということでもありますけれども、それは地元の同意が95%まともれば進めるということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 町長、私の質問していることをよく聞いていただきたいのです。

私はこれ以上は、基盤整備ですよ、文間地区を今現在やっていて、これで終わりだと私

は思っていますとはっきり言いましたよ。ですから、あとはちょっと無理でしょうと、ではあと残った文地区、布川地区、今の現状では5年後、10年たったら荒れ地がかなり出る。10年たったら恐らく今の倍、半分は荒れ地になるのかなと、私そのように言っているんです。

それに対して町はどのような施策を考えますか、それを私問いかけているのです。基盤整備ではないのですから、答弁が違いますよね、町長の答弁は、よろしく願います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

利根町の場合、直近で耕作放棄地が3.9%、これは河内町に次いで、茨城県44市町村で下から2番目に低い数字であります。ただ、議員ご指摘のとおり、これから将来的にこの耕作放棄地がふえることは予想されます。そのために町として何をやるのかということですが、先ほど答弁したとおりでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 先ほど答弁したとおりということは、結局農家任せということじゃないですか。

町でこのようにやったら、荒れ地も少なくなると何か今の米づくりも維持できる、そのような町としての施策は何も出ていないじゃないですか。町で何か考えなくてはいけないんじゃないですか。

そちらの答弁が出てこないですから、私の考えを一つ述べさせていただきます。それで、行政側は私に対して反問することもできますから、何でしたら反問しても結構ですからどうぞやってください。

私は、先ほどから言っているとおり、東文間地区は終わりました。文間地区も今やっています。ですから、文間と東文間は何とか今の現状は維持できるのかなと思います。ただ、文地区、布川地区、そちらの方においては何かしなければいけない。私そのように思っています。私の考えをここで述べますから、課長、後で答弁をお願いします。

まず、集落ごとに町として話し合いを、一度、二度ではないですよ、これはそんな一度や二度で話し合いがつくものではないですから。集落単位に話し合いをして、それはどういうことかということ、今冒頭に私言いましたように、あと3年やれるかな、5年やれるかな、10年やれるかな、そういう方々がいっぱいいるわけですから、これは課長が一番よく知っていると思います。町長も知っている。

ですから、例えば集落ごとに話し合いを持って、それで例えば押付なら押付でいいですよ。その押付新田の前に田んぼがありますね。それで農道がありますね。農道の次には排水がありますね。そうすると農道と排水、その一画というのは、今1反歩とか1反5畝とか、中には5畝とかいろいろありますね。それを話し合いで全部取っ払ってしまうのです。畦道というか、畦道を取っ払ってしまっただけで大きな1枚の田んぼにするんです。そうすると

1枚の田んぼが1町歩になるか、1町5反になるか、そのような大きな田んぼになります。そこで、押付と今話しましたから、押付の集落の前でしたら、そこには大体つくっている方は押付の集落の人がつくっているわけです。それで同じ1枚の1町歩なら1町歩になったところの中で、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんといいますね。その方に対して、Aさんはどうですか、私はまだやりますよ、ではBさんは、私はもう無理だな、ではつくってもらえるならつくってもらった方がいいですね、そういう人がいろいろ出てくると思うのです。それで、つくってもらえる人はつくってくれる人に渡してしまう。畦道はなくしてしまうのですよ。畦道は。そのかわりくいは打っておくのですよ、結局畦道のあるところのくいは、それを打って1枚の田んぼにしてしまうのです。そうすれば能率も上がりやすいじゃないですか。

一つ例を挙げると、わかばさんがそうなんです。わかばさんは、10枚くらいの田んぼを、全部とは言いませんよ、10枚くらいの田んぼ、これは基盤整備をやっていないところですからね、10枚くらいある田んぼを全部受けているんです。それで1枚の田んぼにしてしまう。ですから1町歩先になっているのです。畦道も何もありません。それでそのかわり、わかばさんでそこに1町先の田んぼをつくって、それで借りている分、反当2俵とか、いろいろありますね。1俵半とかありますね。そのようにやると、やる方はやりやすいのです。そう思いませんか。

1反歩の田んぼよりも5反歩の大きなものだったら能率が上がるわけです。そうすると荒れ地にもならないのです。

町長、荒れ地になっても水利費というのは払うのは当然ご存じですよ。反当1万七、八百円かな、そのくらい取られますね。つくらなくても水利費は取られます。人がつくってくれても水利費は取られますけれども、水利費ぐらいいは自分のところに入ってきます。だから、そのように話し合いをやって、結局1枚の大きな田んぼにしてやれる人にはやってもらっていいんです。それで、私はちょっと無理だと、機械が壊れたからいいチャンスだから、うちも来年からはつくってもらいましょうよと、そういう話がスムーズにできると思うのです。だから、行政からそういうものを農家の方たちに、各集落、集落で話し合いを設けてやっていけばいいのかなと、このままいったら恐らく、何度も言いますがけれども、10年後は荒れ地ですよ。

ですから、私が町長に聞いたのはそれなんです。どういう施策を町は考えているのか。そういう何らかの施策を考えなければ荒れ地になるのは当然だと思いますけれども、課長も一言答弁、町長も再度お願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長矢口 功君。

経済課長（矢口 功君） 先ほど冒頭、若泉議員の方から1,366ヘクタールあると、その中で文地区、布川地区の基盤整備が進んでいないということで、私ども経済課の方としても大変ここにきて、後で答弁いたしますけれども、今現在行われております北部地区です

ね、これが先ほど言われましたように約157ヘクタールありまして、若泉議員が申し上げましたように、利根東部地区が244ヘクタールです。利根地区が279ヘクタール、合わせて680ヘクタールでおおむね全体の5割程度にしかまだ達していないということで、当町の場合はかなり基盤整備がおくれている状況にあります。

今、今後こういう話という例が出ましたけれども、6月の議会の際にも若干触れましたけれども、今こういう人・農地プランということで、これは若泉議員のところにも郵送で送ったかと思いますが、24年、25年と国の方では人・農地プランという見出しで、今後5年後、10年後の地域の農地、あるいはそれに従事する農家の方の農業に対する取り組みをどうするんだというプランづくりを、今現在やっております。

6月のときにも申し上げましたけれども、今年度につきましては、東文間地区と文間地区を、あと2カ所ほど、中谷地区と加納新田地区を残しておりますけれども、ほとんどの集落は回らせていただきました。

文地区、布川地区は来年度予定しておりますが、これに先立ちまして、今回、補正予算にも上げさせていただいておりますけれども、アンケート調査を実施するために若干補正予算で組ませてもらっておりますけれども、今言いましたように、町の具体的なこれからどここの集落の農業はどうしますかということで歩いてきましたけれども、各集落ともこれだという意見はなかなか出ないところがございます、若泉議員の地元であります羽中地区であるとか加納新田、あるいは立崎等々で生産組織等があるところ、そういうところはある程度その人に任せていくみたいな雰囲気もほとんどできていますので、残りの集落については、なかなか踏ん切りがつかないというところで進めてやってきているのですけれども、今、若泉議員の方より話がありました、今後基盤整備をどうするのかという部分は、これから入る文地区、あるいは布川地区、この辺につきましては、アンケートの中にそのような内容を入れさせていただいて、今までやってきた内容とは若干変えて、まずはそこで農家の方の考えなりを聞かせていただきたいなということで、今進めようとしているところです。

たまたま、人・農地プランというプランづくりのきっかけもあったわけですが、先ほどご指摘されていますように、基盤整備が行われていないところだけに、なかなか生産性の向上を上げることができなかったり、あるいは先ほどから指摘されています、いわゆる耕作放棄地と私どもも言っておりますけれども、そういう部分が耕作放棄地がふえる一つの要因にもなるような部分もありますので、先ほどから出ていますように、今、1反当たり約180万円、これは大房地区、北部地区の事業費を耕地面積で割り返した数字が大体反当180万円なのですね。先ほど200万円という話が出ていましたけれども、工事のいかんによっても変わるでしょうけれども、今のところその程度の金額になっています。

そうしますと、高齢化もそうですけれども、農家の方の負担も当然問題になりますので、そういうことも含めた中でお知らせし、なおかつ農家の方の考えを聞かせていただき、そ

れから、さっき町長も答弁しましたけれども、賛同がどのくらいあるかという部分も把握していかなければ進めていけないのかなと思っております。

例えばということで例に今挙がりましたが、わかばさんの話も出ましたけれども、今現在耕作放棄地のあるところがございます、それに近いようなやり方で今やろうかということ、今の農業委員会では耕作放棄地を担っている保全管理の調査を行って事後指導をしているところですが、そういうことで国の方でも、ご存じだと思いますけれども、耕作放棄地に対しての補助と申しますか、支援の内容もございますので、そういうのを使いながらやっていける方向を今見出しているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 確かにアンケートをとったり何かやってくれているのは、私もわかりますよ。ただ、アンケートをとって、それでまとまる、それまで何年かかりますか。先がないんです、はっきり言って、今の農家をやっている方たちというのは、70歳近くになっている人が、まず多いのですよ。

きょうも稲刈りをやっている人を見ましたけれども、みんな本当にお年寄りなのです。コンバインに乗って稲刈りをやっていますけれども、あと何年やれるかと、そういう状況なのです。ですからアンケートをとってどうこうでなくて、即効性が必要だと思うのです。

私の言いたいのは、農家の人にどうしたらいいんでしょうかと、将来どのように考えていますかではなくて、行政の方がこのようにしたらどうなんですかと。本当にこのまま今のやり方でいったら荒れ地ができますよ。農家の方はやりたいという気持ちはありますよ、立派な機械がそろっているのですから。でも、年齢が高くなって体がいうことをきかなければ、幾ら機械を持っていたってできないでしょう。それが一つ。

それと、コンバイン、もみすり、田植え機械、トラクター、どれが欠けても農業はできないのです。また、どれを買っても結構高いのですよ。今、1町歩つくって収入幾らくらい上がります。大体手間賃はなし、肥料代とかそういうものなしにしたって百二、三十万円といえいいところでしょう、全部売ったとしても。そこから肥料代抜いたり、薬代、種もみ買ったりいろいろやったりしたら幾ら残ります、1町歩つくって。恐らく六、七十万円だと思います。その金を生活費に充てている人というのは、まずいないと思いますよ。みんな機械代、みんなそちらの方に、月賦じゃないですけども、年払いですけども、そちらの方をやっている状況でしょう。1町歩でそうなのですよ。

ですから、普通の、今の利根町の自分の田んぼだけつくっている人というのは2町歩といえ精いっぱいです。ですから200万円ちょっとですよ。手元に残るのは150万円、そんなものです。それを全部機械に持っていかれてしまうのです。では何のために農家をやっているか、昔から続いている先祖からの田畑、それを守るために仕方がないからやっているというのが現状ではないのですか。

ですから、できることならやめてしまった方がよほど楽なのです。でもやめたからと

って、先ほど私言いましたけれども、水利費が取られますから、1町歩あれば10万円以上取られますから、2町歩あったら20万円以上、これただで取られるんですよ。それに固定資産税も取られますから、つくらなくても、無収入でも。荒れ放題にしたらどうします。草刈りもやるしかないですよ。

私も1枚つくってなくて、これは民家と民家の間にありますから、どうしても余り大きくない田んぼですから、やってくれる人もいませんから、年に2回草刈りやっていますよ。そういう状況です。荒れ放題になったからと、それをほうっておくわけにいかないんですよ、地主というのは。

ですから、これを荒れ放題にしないように、農家の人の考えに任せないで行政が何かをこれ考えてあげて、行政の方からこのようにしましょうよ、こうしたらどうですかと、そのように考えるのが行政ではないのですか。ただ農家任せでは、私はいけないと思うのです。

私、例として、先ほど畦道を取っ払ってと言いました。それも一つの例です。そういうことを行政は考えているのか、いないのかですよ。町長、もう一度答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 畦道を取り払って大きくするというは大変いいことだと思いますが、あくまでも地権者と地権者の契約が成り立ってのことでございますので、そういう方向性が地権者同士でご理解いただいて進められるのであれば、これはいいことであると、そのように認識はしております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） ですから町長、それは行政としてこのようにやれば荒れ地も少なくて、それから、お米づくりをやっても能率が上がってやる人はやりやすくなるわけですよ。行政の方でそれは、話し合いがどうの、地権者と話し合いがどうの、契約がどうのと言いますけれども、よく現状を考えてください、町長。

今、農業に従事している人は70歳とと思ってくださいよ、平均年齢。あと5年たったら幾つになりますか、75歳でしょう。10年たったら80歳ですよ。それで下からの後継者というのが生まれてきますか。生まれてこないでしょう。生まれてこなければ10年後になったら80歳ですよ、半分以上はやれないですよ。今のままでいったらだれがやるのですか。全部荒れ放題になってしまいますよ。そういうふうにならないように行政がしっかりと考えて、農家の人たちとよく話し合って、こういうふうにしたらどうでしょうと。

きちんと登記してあるのですから、何も畦道壊したって、そこに片方に農道側のくい1本、それから、排水側にくい1本打ってあれば、そこで関係ないでしょうよ。そんな難しいことではないですよ。あとは話し合いですよ。

私はやりますから、お宅がやらないというなら、お宅の方もうちの方でつくってあげますよと、そういう感じですから、そんなに難しいことではないと思います。

私はこれをやれと勧めているのではないですからね、そういうことも考えられますよと。ですから、町として本当に1年を争うのですよ。1年、2年、アンケートをとってどうのこうのとやって、それから、ではこうしましょう、ああしましょうといったら、年齢は高くなってきますから、やる人がどんどん少なくなっていくんですよ。これは即効性です。早く施策を考えて、私がちょっと言ったことをああいいなと思ったら町は町で考える。ちょっと皆さんき集落へ行って話し合ってみて、それでどうでしょうかと話してみたら、その反応を見て、ああこれならできそうかなと思ったならば、進めていけばいいんじゃないですか。それで農家の人たちが、いやそんなのダメだよという意見が多かったら、それはそれで没にして、また町は町で違う方向を考えるのが、それが私は行政だと思うのですが、課長、どう思いますか、ちょっとその辺は。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長矢口 功君。

経済課長（矢口 功君） 私の答弁がちょっと寸足らずだったかもわかりませんが、さっき言いましたように、まずアンケートはとると。その上で集落にも入るといことなのですけれども、今若泉議員が言われるように、いろいろな手法はあるわけですね。町でも何もやっていないわけではなくて、あっせんもやっていますし、あるいは農業をやらぬ方からすれば、相対契約もあるし、生産組織等に頼む、いわゆる受託をするという方法もあるでしょうし、そういう意見も聞いた上で進めるという意味で私言ったつもりなのですけれども、寸足らずになってしまいましたけれども。

要は、各集落に入ってそれぞれの農家の方の考え方ですね、そこを聞く必要があるということが、まず前提にあると思うのです。その上で、今も言いましたけれども、どういうふうにそれぞれの農家の方がこれからやっていくのかという部分をお聞きした上でないと、私どもも持っていけない部分もありますので、当然、今、若泉議員が言われたような方法も一つの方法として、それで先ほど答弁しましたように、そういうふうにやろうとしている地域も今、これは場所は言えませんが、実際あるわけです。ただ、取り組んでくれる方も、果たしてそこで生産性が合うか、そういうこともありますから、そういうことも含めて今進めているというところで、若泉議員の例は、いわゆる集落営農という部分では本当に私どももそれを取り入れたいし、今、人・農地プランの中でそういう方法を取り入れたいのですけれども、あくまでも農家の方がどういう考えを持っているかというのを把握した上でないと、なかなかそこに持っていけない部分もありますので、農家の方との意見交換会の中でもそういう話はしてみたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 要するに、基盤整備の終わった東文間地区、それに今文間地区をやっていますけれども、文間地区で終わった地区、これは何とか今のまま維持できると思うのです。また新たに、結局担い手もそういう基盤整備をやったところであれば、担い手も育っていくのかなと。よく町長は担い手を育てるんだと言っていますけれども、そう

いうところは育つと思うのです。ですから、そういうところはまあまあ何とかさほど心配しなくてもこれから大丈夫なのかなと思う。ですから、今回この農地のことで質問しているのは、基盤整備のやれないところ、本当にやれないと思いますよ。どのように考えても。農家の方がまず賛成しないと思いますよ。多くの方は。お金がかかることですから、2町歩あって400万円近くも工事費を払って、それで10年くらいで払うのでしょけれども、先ほど言いましたように、米価は安くて機械代にもならない。そこでまた工事費を払う。それでは何のために基盤整備をやるのか、そういうことになりますよ。年齢は高くなります。自分としては、あと5年もやればいいのかと、ではあとどうするのか、基盤整備をやっても、結局その後はだれかにお任せ、そういう感じに、金をかけてだれかにお任せ、まだやってもらえる人がいればいいのですけれども、そういう状況なのですよ。

ですから、今、課長も言っていましたように、即これは農家の方の意見を早く把握できるように、のんびりしないで、のんびりとは失礼な言葉かもしれませんが、一日も早く皆さんの農家の方、特に私は布川地区と文地区だと思うのです。そちらの方の農家、専業でないです、兼業農家の方ですね、その方たちの意見を聞いてやっていかなければ、本当に5年、10年先になったら荒れ地になってしまうと思います。

今、ニュータウンの後ろ側、中田切地区との間、いわゆる取手東線のバイパスをつくる場所、あそこも3分の1くらい荒れ地になっていますね。あれがどんどん広まってきます。ですから、今つくっている方が年齢が高くなってやめると、ではだれがつくってくれるかなと、条件悪くてやはりおれ嫌だよと、そういう人もいますから、小さい田んぼというのは断られますから、はっきり言って、能率が上がりませんから。ですから、やる人もやる価値がないのです。小さい田んぼでは能率が上がらない、米価が安い、相手にもそれなりに払わなければいけない。ですから、やらない。そうしますとやれなくなれば、結局荒れ地になるしかないのです。

フレッシュタウンの後ろ側に行っても、結構ぼつぼつぼつ荒れ地があります。課長はご存じでしょうけれども、特に布川地区よりも文地区にあります。それがどんどんどんどん広がっていくような形になってしまうのですよ。それを広げないように、これ以上荒れ地にならないように、例えばの話、私がさっき私の案として言いましたよね。あれが集落というか、まとまれば、今そこにぼつんと荒れ地になっています。周りは田んぼをつくっています。そういうところでも、それが1枚の田んぼになるじゃないですか。そうすると荒れ地が減るといふ、少なくなるという可能性もあるのですよ。

ですから、私の考えはこういうことをやったらどうなのですかと行政側に述べましたけれども、それはそれ、私の考えの一つですから、ただ、私の言いたいのは、行政が積極的に農家と一日も早く話をしながら、どのようにしたならば荒れ地ができないような、そういうことになれるのか、それが一番大切だと思うのです。町長。ただこのままだのでは、町長の答弁みたいなことを言っていたのでは、必ず荒れ放題になりますよ、はっきり言っ

て。文間地区の基盤整備を今やっています。それで終わりました。ではすべてが、全部基盤整備をやった人たちがやるかと言ったら、年々それもやりませんよ。ただやってくれる人が出てくると思うのです。

なぜやってくれる人が出てくるかということは、1枚の大きな田んぼであって、正方形、長方形のやりやすい、効率の上がる田んぼだから、農地だからやってくれる人もいますよ。要は、でも基盤整備をできないところ、文地区、布川地区ということになりますと、自分が例えば私なら私が今現在やっています。3年後にはやれなくなってしまった。では隣の方がやっているから、隣がつながっているからやってくれる、いやおれも年だからやれなくなっちゃったよ、そこまで人のまでできない、そういう感じになると思うのです。それもこれも、結局1枚の小さな田んぼだからだめなんです。隣の田んぼと自分の田んぼ、畦道を取ってしまえばさらに大きな田んぼだから、だれが見てもやりやすいじゃないですか。そういう形にしていけば、またやれる方はやってくれると思うのです。私はそのように思うのです。

ですから、再度何回も言いますけれども、行政として5年後、10年後、今よりも荒れ地ができないように、米をつくらないで荒れ地が多くならないうような、そういう施策を考えて、それでこの利根町、あくまでも米作地帯なのですから、利根町からお米がつかれない田んぼが多くなった、何年になりますか。利根町、そのほかに畑ないんですよ。農作は何やりますか。やれないでしょうよ。よその人が利根町に来たら、平坦な地で、田んぼは幾らもなく荒れ地が多かったよと、あの町は何だろうと、そのように思われますよ。ですから、何回も言うわけではありませんけれども、ぜひ町長、そのようにならないように、町として一日も早く、課長もそうですが、農家の方とよく話し合っ、これ以上荒れ地ができないように、そういう施策をしてもらいたい。ぜひひとつお願いしたい。

最後に課長と町長から一言でもいいですから答弁をいただいて、私の質問を終わりにします。よろしくをお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 若泉議員おっしゃるとおり、平均従事者が68歳を超えているということで、このままいくと後継者も育たない、耕作放棄地がふえるということは、今に始まったことではなくて、もう20年も前から将来のことと言われていたことでございます。そんな中で、先ほども申し上げましたとおり、利根町は河内町に次いで耕作放棄地が茨城県で少ないというのは、やはり農家の皆さんの協力があったればこそと考えておりますので、これからも耕作放棄地をなるべくふやさないような施策を展開していきたいと思いません。

今の状況を考えると、耕作放棄地を、今の3.9%を維持するという状況は無理でございますが、なるべく耕作放棄地をふやさないという施策は展開していきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長矢口 功君。

経済課長（矢口 功君） 町長が答弁したとおりなのですが、一番私どもが知りたいのは、先ほども言いましたように、それぞれの集落の方がどういう考えでいるかというのを一番把握したいなと思っています。そんな中で幾らかでも、さっき言いましたようなプランづくりを含めた今の現状というものを把握させていただいて、それを今後の町の施策に生かしていければと思っていますので、とりあえず集落等の意見をできるだけお聞かせいただけるようにやっていきたいと思っています。

議長（五十嵐辰雄君） 若泉昌寿君の質問が終わりました。  
暫時休憩します。

午後 1 時 5 7 分休憩

---

午後 2 時 1 0 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 番通告者、11 番白旗 修君。

〔11 番白旗 修君登壇〕

1 1 番（白旗 修君） こんにちは。2 番通告、11 番白旗 修でございます。

私は大きく三つの質問をしたいと思っております。そのうちの 1 番目をここで申し上げます。まず、町の公共交通対策についてお伺いいたします。

（1）現在の交通弱者のための対策についてお伺いします。

現在、ふれ愛タクシー、あるいは福ちゃんゴーという二つの公共的な交通システムが町で運営されておりますが、これらの運営について執行部は何が課題と考え、それをどう解決しようとしているのかをお伺いします。

ふれ愛タクシー、これにつきましては企画財政課長、そして福ちゃんゴーにつきましては保健福祉センターの所長、あるいは 3 月までにその責任にありました福祉課長の方々にご答弁をお願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

1 1 番（白旗 修君） 町長はいいです。

議長（五十嵐辰雄君） 町長、お願いします。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 白旗議員ご指摘のとおり、担当課長から答弁させます。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、白旗議員の町の公共交通対策についてというご質問にお答えしたいと思います。

現在は、ご指摘のとおり、ふれ愛タクシーと福ちゃんゴーが運営されておりますけれども、何を課題と考え、どのように解決しようとするのかとのことでございますが、私の方

からは、ふれ愛タクシーにつきましてご答弁申し上げます。

ふれ愛タクシーにつきましては、高齢者や子供たちなどの町民の交通手段の確保を目的といたしまして、平成20年4月から運行を開始して以来、利用者も年々増加している状況でございます。町民の皆様方の足として定着してきているものと考えております。

この課題でございますが、利用者の皆様方からの要望といたしまして、今は町内全域と竜ヶ崎駅、それから、済生会病院の方に運行をしてございますけれども、その他、布佐駅とか取手駅などへの乗り入れや、他の病院への乗り入れの要望がございます。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、公共交通機関の補完ということで運行しているところもございますので、公共交通機関であるバスやタクシーと競合しないように運行していくことが必要となります。ふれ愛タクシーの運行区域を拡大していくことについては、そのようなことで困難な状況があるということでございます。

このような状況ですけれども、利便性の向上のために限られた条件の中で運行時間の見直しなどを行いながら、可能な範囲での工夫をしていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

保健福祉センター所長（岩戸友広君） それでは、白旗議員のご質問にお答えいたします。

福ちゃんゴーにつきましては、福祉バスとしまして昭和62年の福祉センター開設にあわせ、福祉センターを利用する方々の多くが、高齢の方や、また障害をお持ちの方であるということで、町内を無料で循環運行してセンターにお越しいただくために導入したものでございます。

その後におきましては、こうした導入目的の運行を優先した上で、町民の皆様の利便向上を図るため、公共機関等を含めた各バス停での乗り降りの実施ができるように、見直しをいたしております。

また、平成20年の小学校の統廃合に伴いまして、現在はスクールバスとしても利用するなど、児童の利便性を含めた効率的な運行をしているところでございます。

また、今後におきましても改正点としまして、必要とあらば見直しを行いながら運行していきたいと考えておるところです。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） ただいまのご答弁の中からちょっとお聞きします。

秋山課長は可能な限り対応をするということをおっしゃったのですが、どういう対応を考えておられるのか。それから、所長は見直しを考えているとおっしゃいましたが、どういう見直しを考えておられるのか、それぞれお答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

ふれ愛タクシーでございますけれども、まず第1に考えられますことは、運行時間の見

直しということになるかと思えます。運行以来、2年ぐらいたった時点で済生会病院の方に通院される方々の方から、帰りのタクシーが、午後一のタクシーが欲しいということがございまして、午前中の一番最後の便を午後の一の便に振りかえまして実施運行してございます。

そのようなことがまず考えられますけれども、その他としますと、例えば運行エリア、町内の周りになりますけれども、そのエリアを拡大するとかというところが見直しの考えられる点だと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、保健福祉センター所長岩戸友広君。

保健福祉センター所長（岩戸友広君） 先ほど改正点としまして必要とあらば見直すということでございまして、今現在は住民の方のニーズが私どもの方にまだ届いておりませんので、あればそういうところが改正点といたしたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 先ほどの若泉議員の質問に対する執行部全体のトーンというのは、住民の意向を聞いてからみたいなお話が多いのですが、もちろんそれも大切なのですが、執行部自身がもう少し問題点を追究するという姿勢が私は欲しいと思えます。

私自身が、これは大分前から指摘していることとございまして、ふれ愛タクシーにつきましては、これは今1日4便動いております。東回り、西回りみたいな感じで、午前、午後それぞれ2便ずつ。しかし、これは先ほどご説明がありましたように、福祉センターを起点として福祉センターに乗客を連れてくるという発想でやっています。昭和62年というと1987年ですけれども、もう20年以上になりますか、一貫してそういう発想でやっている。だから、これは私は何回も、そして多くの町民も見てわかっておりますが、あのバスはエアバスなんです。エアバス。空飛ぶエアバスとは全然違うのです。空気を運ぶバスという意味です。要するに空気を運んでいるだけなんです、ほとんどの場合。

こういうものが20年近く、あるいは20年以上でしょうか、放置されていることそのものが問題で、福祉センターを起点として、福祉センターの事業として考えるからそうなのです。そうでなくて、町民はスーパーに行きたい、銀行に行きたい、あるいは役場にも行きたい、あるいは町の中の医者にも行きたい、そういう人の方が圧倒的に多いのです。でも、そういうダイヤに組まれていないのです。だから空気しか運んでいないというくらいお客がないわけです。これを20年も放置しているというのは、これは執行部の怠慢というか、一生懸命考える、どうしてなのだろう、どうすればいいんだろうというところが欠落しているからではないのですか。私はそう思います。

それから、ふれ愛タクシーにつきましては、これは今お話があったように、事業者、運送業者、従来のタクシーやバスの運行業者の商売の邪魔にならないようにという側面がある、その部分はわかります。しかし、ふれ愛タクシーにつきましては、これは福ちゃんゴ-の場合も共通するのですが、共通して大きい問題は経済性が全く考慮されていない。福

ちゃんごーは無料なのですね、全部無料。乗る人、全部無料。それから、ふれ愛タクシーは学童が登校下校に使うとききは無料、でもそれは教育委員会が払っているのです。要するに全部といたしますか、ほとんど全部が利用者負担が非常に少ないですね。それが町の財政を圧迫するわけです。

ある利用者に対しては、生活保護であるとか、いろいろな理由で乗車料金を減免することは必要だと思いますけれども、そういうことは関係なく一律に福ちゃんごーは無料、無料でもゼロなんですね、お客さんがほとんどゼロ。それから、乗合タクシーは学童は無料、こういう状況になっているわけです。

こういう問題はどうか考えますか。まず無料の問題について、学童の登校、下校の利用について教育委員会が毎年約230万円、福ちゃんごーも本当は料金を取るべきですが、それを抜いても230万円、毎年町が払っていますが、なぜそういうふうになっているのか、教育長、お答えください……（「通告にないよ」と呼ぶ者あり）内容的には。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修議員に申し上げます。

今回の一般質問でございますが、教育委員会の方の質問の通告には入っておりません。以上申し上げます。

11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） それでは、教育委員会だけでなく結構ですけれども、企画財政課長、あるいは保健センターの所長、お答えください。なぜ学生を無料にしているのか。

議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

保健福祉センター所長（岩戸友広君） 現段階では無料の貸切りバスという形で実施しております。料金をいただくということにつきましては路線バスという位置づけになりますので、公共機関など関係機関との協議が必要ではないかと考えておまして、現在は無料の貸切りバスという形で行っているところです。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 無料というような料金のお話だと思いますけれども、利根町のふれ愛タクシーの料金につきましては、町内が1回300円、町内から竜ヶ崎駅までが1回で400円、町内から済生会病院までが1回500円になっております。

無料の扱いは3歳児未満のお子さんが無料で、3歳児から未就学児までは半額という取り扱いでございますので、今現在そのような料金体系になっているということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 答えになっていないと思います。

まず、福祉バスも公共のバスと抵触するとおっしゃいますが、それは私はないと思います。

それから、貸切りバスという扱いだと言いますが、それは扱いのやり方はいくらでも解

釈で変わりますから。

それから、秋山課長のお答えは全くなっていませんね。学童の部分は教育委員会が払っていますね。それは役所のコストじゃないですか。もう一度お答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 小学生につきましては教育委員会からの負担になりますけれども、有料扱いでいただいておりますので、先ほど申し上げましたとおり、無料は3歳児未満のお子さまということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） そうというのは、何と言うのですか、屁理屈といいますか、わからないですね。受益者、利用者がお金を払っていないのですから無料なのです。教育委員会が払っているわけですから、受益者は無料なのです。それをそういう言い方をするというのは、私はとても理解できません。

私の推測ですけれども、多分この中にご存じの方もいると思いますが、多分これは小学校の統合があったとき、不便をかける東文間の児童については、そういう手段を講ずるといってお話があったのではないかと私は思っております。確認していませんけれども、それはそれで、そのときそうやって決めたことですから、ある程度は守らないといけないかもしれませぬ。しかし、福祉バスも含めまして、福祉バスは大体コミュニティバスといって、性格は違いますが、龍ヶ崎市も取手市もコミュニティバスを走らせています。大体大人100円です。龍ヶ崎市は児童は50円です。50円で計算しても、児童が乗っているのは福祉バスの場合、児童の方が乗客は多いのです。福祉バスは年間、児童の利用で1万1,000人、福祉バスの一般は9,600人くらいですね。乗合タクシーは、児童が利用している部分の数字を上げますが、金額的にはいずれにしても児童が乗合タクシーを使うことによって280万円くらい22年度で使っています。

福ちゃんゴーももし普通の、他の市のコミュニティバスと同じように取るならば、1人50円ということになります。ですから約300万円、毎年、毎年無料で送り迎えしているわけです。これはそういう過去の事情があるにしても、そろそろ考え方を変えないと受益者負担の公平性という点で問題があるのではないかということ、私は強く指摘しておきたい。

それから、そういうお金を、例えば児童の送り迎えに300万円くらいのお金を使っているなら、小学校の教育の中身を向上するために使った方がよろしいのではないですか。通学のために児童をあれするというのは、ほかのいろいろな面で、教育上でも問題がないわけではない。あるいは公平性の面でも問題がないわけでもありません。ぜひその点は考えてほしいと思っておりますが、その点、町長、どうでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えいたします。

福ちゃんゴーにしてもふれ愛タクシーにしても、住民の足の確保ということで、議員ご

指摘のとおり、効率性の問題等々ございます。ただ、町としても今まで何もしてこなかったわけではございません。例えば福祉バスについてはAコース、Bコース、これ同じに回っていたものをAとBを逆に回した。それで前は福祉センターだけ目的に行った。今はここで乗り降りも、道路交通法の関係があってそれが緩和されたのでそういうふうにしたのですけれども、どこでも乗り降りができる。だから、福祉センターだけで乗り降りではございませんので、バス停に指定しているところ、どこでも乗り降りできますから、ちょっと離れた友達のところに行くときにでもそれを利用できます。

一番は、前はある会社に随契で出していたのでありますが、私になって入札ということで、今は去年の金額でいうと1,000万円先かかっていた随契の金額が、今は440万円程度まで落ちてきている。

そういうことでございますので、それと確かに先ほど白旗議員おっしゃるように、平成22年度、直近でいきますと、22年度は2万人を超えていた、2万1,000人ですね。23年度は福祉センターに毎日来ている方が来られなくなったということで、高齢者の人に対しては7,792名、それと小学生が1万1,022名、ふれ愛タクシーにおいては、登録者が1,452名、それで利用者が1万4,437人と年々ふえているような状況でございますし、福祉向上の一環としてやっておりますので、効率的なことばかりを頭に置いて行政サービスをやるのであれば、やらない方がいいということになりますので、ただ先ほどから申し上げましているとおり、何もやらないのではなくて、そういうふうにしていろいろと改革はしていると。

1人当たりの経費も、今、福祉バスに対しては904円ですね。一時は、福祉バスはスタートしたころは1人5,000円くらいかかっていたので、そういう点ではできる限りの行政としての改革はしてきたつもりでございます。

11番（白旗 修君） 学童を無料にしている。

町長（遠山 務君） 学童を無料にしている……無料じゃないでしょう。

11番（白旗 修君） 無料ですよ。

町長（遠山 務君） 有料です。3歳児までです。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 解釈が全く違うので困りますけれども、乗合タクシーも学童の利用については教育委員会が払っているのです。最終利用者が払っているのではないのです。だから最終利用者にとっては無料なのです。今、福祉バスはもちろん無料です。それを今後続けるのですか、今のままでよいとお考えなのですかということをお聞きしているのです。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 今のまま続ける予定でございます。

というのは、ほかの市町村の例を見ますと、要するに公共機関のバスですね、そのバスがほとんど廃線になっていると、廃線にならないために、そのバス会社に700万円から800

万円の負担金を払っているという市町村もたくさんございます。そういう点を考えれば、今のまま続行する考えであります。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） ほかの市町村の例を言えば、ケース・バイ・ケースで一概に比較はできません。少なくとも乗合タクシーを学童が使った場合に料金を取っている例ももちろんあります。ですから、他の条件を抜きにして、ただそれだけを論じてもしようがないと思いますが、効率というのは、私は何も役所の、住民のためのサービスにならなくてもいいから効率を求めよと言っているわけではないのです。いつもそこを間違えて理解していただいているのですけれども、例えば福祉バス、昔はチャーターで1,000万円かかったと言っていますね。ばかばかしい値段です。それは考えられない。今の方が当たり前の、だから今までが余りにもずさんな契約をしていたのではないかと私は思いますが、それはそれとして。

道路交通法というか、道路運送法が改正されて、途中、途中で乗り降りしてもいいという、これは法律のしびりがなくなったことも一つ言えますけれども、では現実に4便、午前、午後、西回り、東回りというか、これは勝手に私がつけたものですが、AルートとBルート、2便ずつ出ていますが、あの頻度でおりてもいいというところにおりたら次が困るわけですよ。次は何時間か後にしか来ないから。現実に空気が乗っているということは、そこを如実に物語っているわけですよ。それは何も改善したことになるはずですね。スーパーに行きたい、銀行に行きたいという人があれをどれだけ利用しているか、まれにいますけれども、そういう状態を20年間続けているのですね。それで改善しているとはならないと私は思います。もっと交通体系を、運行体系を抜本的に考えなければいけない。

それから、あのばかでかいバス、何人乗りか私知りませんけれども、所長、何人乗りですか。30人乗りですか。

結構です。30人以上乗ると思う。乗っているのは二、三人、多くて。児童の送迎のときは別ですよ、学校の行き帰り、それ以外はその車体はばかでかいです。半分にしたらいいですよ。契約の時期とかいろいろあるからすぐにはできないけれども、でもそれを20年間ずっと続けているのですね。乗客の利用率を見ても、そんなことは必要ないのにやっている。それで住民が本当に行きたいところに行けるようなアクセスになっていない。そういうものをどんどん見て変えていくことが大事なんじゃないですか。無料というの、私は町長が言っていることは全く腑に落ちませんけれども、そういう改善を一生懸命やるべきではないでしょうか。

時間がありませんから2番目の方に行きますけれども、中長期の公共交通政策というものをどうお考えになっているか、町長に伺います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 中長期の交通政策、今のところは、今のふれ愛タクシーと福ちゃ

んゴーで対応していきたい、そのように考えております。

将来的に高齢者がどんどんふえた場合どうなるのかということをお聞きになっていると思うのですが、今ところはそのような方向性でやっていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 先ほど農業者のご高齢のお話も出ましたけれども、町全体としても、私のレジュメには書いておきましたけれども、平成27年時点で65歳以上が36.2%という推計が出ております。これは相当大きいものですね。3分の1を超えています。

これからますますこの率はふえるわけですから、その中であって抜本的に今のやり方を変えなければいけないと私は思っています。今のところ、町長のお話では、今と同じやり方を続けていくというお話でしたけれども、それでは、今でさえ、今申しましたように、高齢者の方が運転ができなくなった、あるいはもともとできないという方々が近辺に行くのに、現在でも支障をきたしているわけです。今から考えておかなければ、青写真を考え、具体計画を考えるとということをやっつけていかなければいけないのですが、今、そういうことをやるという段階には来ていないということですか、町長。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） これは利根町だけのことではないので、この場で言っているのか悪いのかわかりませんが、将来的には近隣市町村のコミュニティバス、これも近隣市町村、固有名詞は言いませんけれども、行政でやっている循環バス、時間帯によっては本当に空気を運んでいるような状況が見受けられます。そういう近隣市町村と連携をとって広域でやっていくというのも、これどこの市町村も財政的に厳しくなっておりますので、そういう広域連携というものも必要かなと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 今非常にいいことをおっしゃいましたけれども、それを将来的と言っているのでは遅過ぎるのです。今からやらないと。

それから、だれかが言い出さないとやらないという感じがしますけれども、私は取手市や龍ヶ崎市や河内町を、そして我孫子市を巻き込んで、利根町が主体的にそういう広域公共交通政策を立案し提案し、国を動かすようにしたらどうでしょうか。

今、国土交通省も従来の公共交通政策は行き詰まりにきていることを知っています。そしていろいろ策をやっていきます。しかし、それをこの利根町は積極的に利用して、私の考えでは、交通特区を申請したらいいと思うのです。そういう方向で持っていく、そしてここが実験的に今言った3市2町一緒にやっていくようないいプランを立てて、国交省に、そして病気などの弱者のことを考えれば厚労省も巻き込んで、国は縦割り行政ですから、国交省と厚労省は相談なしにやっています。幼稚園と保育園と同じようなことで、幼稚園と保育も相談するようになったけれども、ぎくしゃくしていますけれども、いずれにしても国も縦割りでやっている部分が非常に多い。そういうところも全部見透かして、そして

今言ったような3市2町の交通特区を具体的に提案していく。そして国にそれをやらせる。そういうようなことを今からやったらどうですか、町長。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 今からでなくて、前からいろいろ首長同士ではそういう話もしております。

ただ、利根町の場合、前にも答弁しましたとおり、取手駅へふれ愛タクシー、また布佐の駅へふれ愛タクシーを乗り入れた場合に、今1社しかない定期運行している会社が撤退するしかないということで、そういう兼ね合いもございますので、そういう兼ね合いも十二分に考慮しながら進めていかなければならないという点は、ご理解のほどよろしく願います。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） そういう制限は私もよく知っています。そういう制限をどうやって乗り越えていくか、今の道路運送法は従来の考え方でできているのです。そういうところも変えていくくらいの考えで積極的にやるべきであると思います。

正直言って、企画財政課に乗合タクシーの担当が、スタート以来今もってそこにあるというのは、要するにこれもおかしいのです。企画財政課にあの運用を持っている必要はないのです。町民生活課とか、そういうところに福祉バスと乗合タクシーと一緒に検討して運営していくような、そういうセクションも必要だと思います。こればかりやっていると時間がありますから、大きい2番目の問題にいきます。

利根町のごみ処理についてお伺いします。

利根町は平成20年度にごみ処理基本計画を策定しましたがけれども、その実施状況と課税への取り組みについて、次の2点についてお聞きします。

1番目、ごみの減量計画の達成状況と課題についてお伺いします。

生ごみの減量がごみ減量に最も効果があるということを利根町では言われております。その後も、そういうことについての減量の達成状況はどうなっておりますか。これについては、また課題がどうなのでしょう。環境対策課の課長、ご答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

1点目の生ごみの減量とその達成状況でございますが、平成19年度から言いますと、生ごみというのは30%ぐらい一つの袋の中にあると言われておりまして、その生ごみをできるだけ少なくすることによってごみが減るということでございますが、トータル的に生ごみの資料がないものですから、トータル的に資料を上げますと、19年度全体的に1人当たり1日816グラム、それが平成20年度では1人当たり1日795グラムと、21年度は781グラム、22年度は784グラム、それで平成23年度が803グラムということで、全体的に見ますと家庭から出るごみが減ってきていると。

また、これは家庭のごみと事業者のごみ、あと一般の自分の軽トラか何かで直に塵芥処理組合へ持って行って、それをトータルしてこのように年々減っていると。

ただ、23年度におきましては、去年の3月11日の東日本大震災において、家庭のものが壊れたり、それがあつたと思われまふ。それで一般のこういうごみの方が1人平均するとちょっと上がってしまったということでございます。徐々にごみの方は減りつつあるという統計になっております。

課題でございますが、生ごみの減量化をすることによって、今は一つの袋に30%ぐらい生ごみが入っておりますので、それをできるだけ少なくすれば塵芥処理組合に支払う負担金が減るということで、環境対策課としまして、去年の3月11日以前ですけれども、生ごみの減量化ということで段ボールの堆肥化、個人の段ボールですが、それに家にある土を入れていただいて、それで家庭から出る生ごみをそれに混ぜていただくと、それを職員で実験をやってみました。

そうすると、結構堆肥にできます。こういうのを町民の皆様に使っていただくかなと準備をしている最中に東日本大震災で、その説明会とかそういうのはできなくなってしまったのですけれども、その生ごみも、今は放射線量ということがありまして、利根町の一番今農家から出るわらとかもみ殻とか、それも一緒に混ぜて生ごみと堆肥化をつくって、それを畑にまいたりして、そしてまた野菜をつくる、それを循環してできるだけ堆肥化しようと、みんなごみではないんだと、人間が使ったものはみんな資源だという方法で環境対策としても取り組もうと、これからも取り組んでいこうということでありまふ。

放射線量が今、生ごみではないのですけれども、堆肥をつくったところの線量をはかっております。そうしたところ2,520ベクレルというのが出てしまったわけですね。堆肥にできるのは400ベクレル以下、これ販売目的にすると400ベクレル以下ということで、ちょっと町民の皆様にごうやって生ごみを堆肥化したり、もみ殻とか使ってとか、そういう指導というか、啓発というのができないような状態なものですから、だんだん放射線量が下がってきて、生ごみなどで堆肥ができるような状態になりましたならば、そういうPRをしてまいりたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 原発の影響で放射線量が高くなつたということはちょっと予定外でありましたので、その分おくらせてしまうのかもしれないと思ひますが、課長はよくご存じのように、生ごみは循環させる予定でやっているのですね。そうすると、生ごみを出す家庭から出ていったものが、それをある意味引き取るとか、買い取るところがなければ、それはうまく機能しないわけですが、そういう先々のことはこれから計画を立てるということでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 理想的には、生ごみとかわらとかもみ殻を、それをつく

ってそれが売れば大変いいのですけれども、それを売るにはいろいろな制限がありまして、それをクリアできるかなということで、自分のところで作ったものを自分の畑にまいて使うのは、これは自由だと思うのですけれども、それを商売にするととなると、ちょっとそこら辺まだ研究していないのですけれども、大変かなということで感じております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） ぜひ研究してください。

この循環サイクルがない限り、家庭に一生懸命生ごみを減らせと言っても、これはなかなかうまく機能しないと思いますので、だから放射線の問題がなくなった場合に、ちゃんとサイクルが回るようにしない限り生ごみ計画はうまくいかないと思いますので、今後ぜひいろいろさらに検討していただきたいと思います。

（2）番目ですが、ごみ処理費用の現状と課題についてお伺いします。

平成22年度にごみ袋の値上げ案が議会で否決されましたけれども、その後、ごみ処理費用の削減にはどのような方策を考えているか、町長にお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

ごみ処理費用の現状と課題についてということでございますね。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合は、議員ご存じのとおり、龍ヶ崎市、河内町、利根町、1市2町の広域ごみ処理施設であり、各市町のごみの排出量に応じて負担金を決定することになっておりまして、ごみの減量化は経費節減の面からも町の重要課題であると認識しております。

平成23年度における塵芥処理組合の負担金は4億3,331万円になります。内訳といたしましては、償還金が2億4,687万3,000円、旧清掃工場負担金が1,463万9,000円、それと施設運営に係る負担金1億5,609万8,000円、それと関連事業負担金1,570万円となっております。前年度と比較しますと同組合への負担金は394万2,000円の減額となっております。

町としての費用削減努力といたしましては、やはりごみの排出量の削減により、実績割で負担している負担金を抑えていくことが費用負担の抑制につながると考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 塵芥組合に多額の負担金を入れていることは、私もよく存じております。来年度、そして再来年度になりますと、現在のごみ焼却炉の建設資金の償還は終わるわけで、その分、がくっと建設資金の借金の分の負担が減りますけれども、延命工事をこれからやりますね。焼却炉の延命を今考えているようではございますけれども、それにまたお金もかかるし、そのほかいろいろなお金もさらにかかるでしょうから、焼却炉の借金が減ったとしても、かなり減る部分はあるにしても、それほど減らない。このごみの減量だけで、今多大な、よく平成22年度の議会でも言っていましたけれども、一般会計予算の1割くらいに近いお金がごみ処理に使われている。そういう中でごみの減量が、先ほどのよう

に生ごみが完全に除かれたとして、その部分というのは大した金額ではないですね。もちろん大きい金額ですけども、今お話になった金額の中でごみの焼却の部分の3割分しか減らないから、それほど大きくは減らないです。

大事なのは受益者負担、つまりごみを出している住民に平成22年度に値上げを求めたわけですね。それで否決されました。否決の理由は、そのときの議会のあれを見ますと、高過ぎるといふのと、そんな今の大きいごみ袋を10円値上げするのはほとんど意味がないという反対意見もあったりして、全体として、1人しか賛成者がいなかった。それ以前に町長は、平成22年の8月の広報とねのところで、これは住民に意識改革をしてもらおうと、ごみの減量、資源化、その方に向けて意識を改革してもらうために値上げをするんだみたいなこともおっしゃってありました。でもそれは、10円しか値上げをしていないのでは何も意味がないのではないかという、経費削減にはほとんど意味がないわけです。それであの議案は否決をされました。その後、どうお考えなのか。

要するに私が申し上げたいのは、ごみ焼却場に持っていくごみは、今のところそんなに減りません。もちろんこれは人口が1万8,000人を前提でやっていた時代と違います。今は1万7,000ちょっとです。そういう人口の減りもあってごみも減っているのですけれども、要するに経費の面ではそんなに減っていないわけです。否決された後、町長はどういう考え方でこの問題について、生ごみを3割減らす程度のことこれから考えていらっしゃるのでしょうか、ちょっとお聞きします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 今でも議会の承認を得られるような状況であれば、値上げをして住民にご理解を、今以上にしていきたいという考えではあります。

それに、先ほど蓮沼環境対策課長の方からありましたけれども、循環型社会をつくるマニュアルというのはできておまして、それに沿って試験的にやっていたのでありますが、茨城大学の農学部の教授の方にも何回か来ていただいて、堆肥化になるような、窒素、リン、カリウム、その配合割合とかいろいろ指導をいただいて堆肥をつくろうということをやっていたのでありますが、3.11の地震による福島原発の放射線量のことがありましたので、今ストップしているという状況でございますし、ごみの減量化を図るには、生ごみ処理機等の設置補助金、これも私が昭和63年に提案して今に至っているわけでございますし、それと、最近では、2年前ですか、電気式の生ごみ処理機の貸し出し事業もしております。

そういうことを通して、予算の範囲内ではいろいろなことをやって、ごみの減量化をこれからも図っていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 大変申しわけないのですが、大きい3番をやる時間がないので、大変恐縮でございますが、3番は次回にしたいと思っております。

このごみの問題、もう少し時間のあるところでお伺いしたいのですが、今のことで言い

ますと、町長のお考えでは無策に等しいと私は思っています。

前回、平成22年の議会で、こんな程度のごみ袋の値上げでは何も削減効果に至らないのではないかという意見がありました。私も全くそう思います。

基本的に大切なことは、行政が一生懸命適正な受益者負担というものを求めようとしなからずです。バスやタクシーの無料化も同じです。利用者が便益を得るならば、何がしかの受益者負担を取るべきです。今のごみ袋、大20円、小10円、あれは極端に安いごみ袋料金ですね。周りがそうではないと、周りはそんなに高くないというのは、周りと比較することではないのです。受益者にどれだけ求めるべきかと。

ちょっと話がそれるかもしれませんが、電気、ガス、水道、これは生活のインフラと言われています。電気、ガスは私企業が運営しています。赤字を出さないように一生懸命やって、東電は最近評判が悪いのですけれども、一般的に言って電気料金もガス料金もそれなりの料金を私たちは黙って払っています。従量制で使った分だけ、水道もそうです。水道は公営が多いです。公営はどうしても行政が住民の方にある意味向いてしまうというか、もちろん大事なのですけれども、しっかり向かなければいけないのですが、迎合する部分などもあり、水道料金も赤字のところ結構多いのですが、しかし、水道料金も今度県南水道に行きましたけれども、ちゃんと水道を使った分だけ取っています。この町の特別会計の下水もちゃんとお金を取っているのです。水道の料金にあわせて、比例して取っています。水道も下水も生活のインフラなのです。なければ生活できないのですから。ごみ処理も生活のインフラなのです。

いいですか、生活のインフラなのだから、同じように使った分だけ払わなければいけないでしょう。利根町の下水道会計、これは1立方メートル126円という単価で取っています。ですから、大体水道を20立方メートル使っていると、下水道も20立方メートル使ったことに換算して、その下水道料金は2,000円、大体月20リットルぐらい使う家庭は多いと思います。もっと少ないところもある。いいですか、下水はちゃんと料金を取っているんですよ。なぜごみ処理だけ、ばかみたいな値段で収集するのですか。

ごみ袋は大きいのが20円、大きいごみ袋を週2回出すと、月4週あるから8回、8回出して年12カ月あるから104回になりますね。年間104回ごみ袋を出す、このお金は2,080円にしかならないのです。これは下水道1カ月のお金よりも低いのです。こんな、私から言わせると矛盾した料金の取り方、ありますか。ごみ処理というのは生活のインフラなのです。もっとたくさん取らなければ、もちろん私はあしたから急にそんな一遍に取れとは言いませんけれども、基本的な考え方としてそういう考え方をしなければ、このごみ処理の費用はもっと採算をあわせるような努力が必要なのです。

そういうことを言う人間は多分なかなかいないと思いますが、でも大事なことだと思います。町長はどういうふうにお考えですか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 白旗議員、金額のことを言っておりますけれども、ごみ減量推進協議会という協議会で相当いろいろな意見をいただいて、最終的にその答申があつた金額であつたと、その答申を尊重して議会に提出したところ、議会で否決されたということでございますので……。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） この町の執行部がつくった推進協議会とか何とか委員会と審議会、これはほとんどの場合がしっかり議論していないのが現実です。ですから、推進協議会がそう言ったからそれに従つたというのは、それは私は逃げだと思つておりますけれども。

終わります。どうもありがとうございました。

議長（五十嵐辰雄君） 白旗 修君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

---

午後3時25分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告は私でありますので、会議規則第53条の規定に基づき、議長席を副議長の11番白旗 修君と交代をし、質問をいたします。

〔議長五十嵐辰雄君退席、副議長白旗 修君着席〕

副議長（白旗 修君） かわりまして議長を務めさせていただきます。

それでは、引き続き会議を再開いたします。

3番通告、12番五十嵐辰雄君。

〔12番五十嵐辰雄君登壇〕

12番（五十嵐辰雄君） 3番通告、12番五十嵐辰雄でございます。

次の3点について質問いたします。

1としまして、空き家対策について条例の制定を求める。2番ですが、利根町空き家情報登録制度（空き家バンク）の登録状況と実績について。3番ですが、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の制定について。以上3点を質問いたしますが、まず1回目は空き家対策について、条例の制定を求める質問をいたします。

空き家の所有者に管理を義務づけたり、解体して撤去を命令したりする空き家対策条例を制定している自治体が、このところ多くなつてきております。総務省の調査によると、全国の空き家は2008年で757万戸に上り、この10年間で180万戸増加しました。これは過疎地域だけではなく、住民の高齢化が進む都市部でも目立つようになりました。住宅地などでは老朽化し、荒廃したまま放置された空き家等が増加し、倒壊や犯罪などにより周辺住民への悪影響が問題となっております。

国立社会保障・人口問題研究所では、全国の市区町村の将来推計人口を発表しています。

利根町については次のように発表しております。利根町は2015年では1万6,090人、2025年は1万3,844人、さらに2035年になりますと、何と1万1,078人です。こうなりますと人口減少に伴って当然空き家が多くなります。

ここで問題となるのは、空き家でも居住者がいないで適正に管理されていない空き家です。空き家の解釈ですが、条例を施行している多くの自治体では解釈がいろいろ異なっていますが、一般的な解釈でございますが、適正に管理されていない空き家の定義はこのように解釈が多うございます。

空き家とは、常時無人の状態の建築物を言う。適正に管理されていないとは、1としまして老朽化し自然災害により人の生命、財産に被害を与えるおそれのある状態。2としまして犯罪の温床になる状態。3として生活環境の保全に支障を及ぼす状態。このようなことが考えられます。そこで、項目別に分けてお尋ねします。

まず、(イ)としまして、文地区、布川地区、文間地区、東文間地区、この4地区の世帯数をお尋ねします。

(ロ)としまして、次にこの4地区の空き家の数をお尋ねします。

(ハ)としまして、(ロ)でお伺いしました各4地区の空き家のうち、適正に管理されていないと推測される建築物、空き家の数をお尋ねします。

そして、利根町では空き家管理条例を制定するとしたら、対象空き家をどのように区分しますか。

以上、1回目の質問をいたします。

副議長(白旗 修君) 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長(遠山 務君) それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問の、4地区の世帯数はとのことでございますが、現在、もえぎ野台については別の地区に分類しているため五つの地区で申し上げますと、平成24年7月31日現在、文地区1,923世帯、布川地区3,286世帯、文間地区574世帯、東文間地区516世帯、もえぎ野台545世帯となっております。

次に、4地区の空き家数はとのことでございますが、町において全地区の調査は行っておりません。空き家活用の取り組みの調査において、今後居住するためにどの程度の修繕が必要であるかを、町職員が目視による空き家外観調査で6行政区において行ってまいります。

世帯数は、平成24年7月31日現在、空き家数は平成24年5月末日現在の戸数になりますが、羽根野台827世帯で空き家数が52軒、早尾台617世帯で空き家数が44軒、利根フレッシュタウン898世帯で空き家数が49軒、利根ニュータウン808世帯で空き家数が67軒、八幡台151世帯で空き家数が7軒、白鷺の街253世帯で空き家数が23軒となっております。

そのうちで適正に管理されていないと推測される建築物の数とのご質問でございますが、この件につきまして、空き家活用の取り組み調査を行った6行政区において、大幅な補修が必要と思われる建物につきましては、羽根野台2軒、早尾台2軒、利根フレッシュタウン、利根ニュータウン、八幡台はゼロ軒であります。白鷺の街2軒でございます。

対象空き家をどのように町として考えているのかということではありますが、先ほど五十嵐議員がおっしゃったとおりだと思います。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 今の町長の答弁ですと、文地区、布川地区、文間地区、東文間地区の空き家の数でございますが、団地の数についても答弁がありましたけれども、空き家の数が相当ございます。そして、町長の答弁ですと、大規模な改築をすると住めると、住む方もあると思うのですが、空き家が相当あるのですね。適正な管理でございますが、管理不十分な空き家、これ相当ございます。ですから、目視による調査と思うのですが、やはり具体的に各近隣の市町村でも空き家条例を施行して相当やっておりますので、これから町としても人口減社会に向けて本格的な空き家調査をして、改築とか、または撤去とか、そういう方策を立てないと、各地区の自然環境が相当悪くなります。ですから本格的に町で空き家調査を1軒、1軒目視によってつくりまして、データベース化して積極的に管理することをお願いいたします。

これからひとつ積極的に、そういったものに取り組んでいただきたいとお願いいたします。これが今の町の空き家対策の実態でございますが、まだやっていないですから、さらに加えて質問できませんので、これからの実効性ある対策をお願いいたします。

通告の2番でございますが、住宅団地及び農村集落においても空き家が増加しています。ただいま町長の方からは、住宅団地の空き家状況についての答弁ですが、本格的にこれから町全体の空き家調査をする考えをお尋ねします。

住宅の空き家とは、人口の減少とか増加に相関関係があります。利根町の将来人口の予測はどうなっているかといいますと、現在の第4次利根町総合振興計画3期基本計画、この発行日は平成20年3月です。その中で人口は、平成22年度は1万8,000人、平成32年度も1万8,000人と、町の人口推計は1万8,000円人でいつも変動がない、変わりなしと非常に楽観的な見方をしております。

先ほど若泉議員の質問にありましたように、農家の農作業の従事者、これがどうなるかと非常に将来を心配しております。利根町の3期基本計画では非常に楽観でございますが、そこで国立社会保障・人口問題研究所の中で、人口でございますが、平成32年1万5,039人と予測しております。利根町の3期基本計画と国の人口予測は相当の乖離があります。

振興計画による町の事業ですが、人口が一番のベースでございます。4期基本計画を立てる場合には、もっと人口の推計を現実と乖離しないように正確性をもって推測してください。お願いします。

そして、限界集落という言葉がありますが、これも必ずしも明確な定義はございませんけれども、一般的には在住者が少なく高齢化が進む集落、家屋の放棄、農地の耕作放棄地が多い、人口の減少時代に向かえば、必ず利根町の農村集落または住宅団地も世帯が減少します。当然空き家が多くなります。改築しても人口減少の社会には、そこに住む人がいなくなってしまうので早目に対策を立てる必要があります。

今申しましたけれども、現在直面している問題を無視することはできません。現実味を帯びていますので、町としてはこの現況を直視して空き家の実態調査を、相当な費用がかかってもいいと思うのですが、利根町の将来を見据えて正確なる世帯とか空き家の調査をやる考えがあるかどうか、それをお尋ねいたします。

副議長（白旗 修君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 次に、2点目の空き家の実態調査をする考えということでございますが、各区の空き家等の情報は、区長方がある程度わかっており、管理状態の悪い家などがある場合、区長より、危険なので所有者に連絡してほしいとの依頼書をいただければ、現場を調査し所有者に管理のお願いと現場写真を郵送し、早急な対応をお願いしている状況でございます。

また、調査していない農村集落については、現在調査する予定はございませんが、先々調査する必要性が出てくれば調査したいと考えております。

それと一つ、今、限界集落という言葉、マスコミ等でも適切でないということで使わなくなつたということでもあります。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 町長は農村集落の方は調査をする考えがないというわけでございますが、区長の方にある程度お願いしているという答弁ですが、区長の調査範囲も、個人情報範囲までは踏み込んでできませんので、行政と区長の間にはいいと思うのですが、やはり町の方で積極的にやらないと区長任せだけでは行政のむらがあると思うのです。

確かに空き家のわきの方が、所有者を調べる場合でも、区長にお願いしても、調査とか調べる限界がありますので、困った場合は、町の方で空き家の地主の方へ連絡して、草刈りとかそういったことをやっていただくようお願いいたします。

それから、空き家の周辺というのは確かに危険なので、所有者に直接連絡する場合がありますが、法務局に行って登記簿謄本、だれが持っているかということで登記簿謄本の閲覧、500円です。それから、登記簿謄本の交付は700円です。しかし、登記簿謄本だけでは住所変更登記や相続登記をしていない場合には、その所有者がわかりません。そして、その空き家とか何かの当該物件の管理者については、全くこれは登記簿とか何かには表示がないので探しようがありませんので、役場に連絡しても、個人情報がネックになって確認の方法はありませんので、やはりこういうときには役場の対応についてお伺いします。

副議長（白旗 修君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほども申し上げましたとおり、区長の方より依頼書があれば、町の方で現状の写真とその持ち主の方に連絡して対応をお願いしている。一度お願いしてもなかなかやってくれない場合は、再度お願いしているというのが現状でございます。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 町長、伺いますけれども、行政というのは、すべてが空き家についての困り事、これ区長を通さなくても行政が町全体を見て、目視でもいいんです。見て、やはり区長を通さなくても担当者が町を見回って、防犯、防災上危険な場合はやるのが行政の本当の姿ですよ。区長から話がないからやらないなんて、こういう行政の怠慢というのはちょっと考えものでございますけれども、その点、もう一度町長の熱意ある答弁をお願いします。

副議長（白旗 修君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 町でやれる範囲というのは決まっておりますので、やはり区長、地域住民の方と連携を取り合いながらやっていくのがベターであろうと、そのように考えております。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 町の最高責任者、執行機関の長という方でそういうお考えでは、それでよしとするしかないと思うのです。

そこで、住宅が建っていれば固定資産税が安くなると、そういう特例がございます。これは住宅用地に対する課税標準の特例がありますので、危険な住宅でも取り壊さないでいると、そういう事例が多々あると聞いております。

これも税務課長にお伺いしますけれども、小規模住宅用地と一般住宅用地についての課税標準の特例の内容についてお伺いします。

副議長（白旗 修君） 税務課長坂本隆雄君。

税務課長（坂本隆雄君） それでは、住宅用地に対する課税標準の特例でございますが、これは特にバブル期におきまして住宅用地評価が極めて高い水準にあったことから、その税負担を軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されております。これが適用されたのは昭和48年からでございます。

まず、小規模住宅用地とは、200平米以下の住宅用地、200平米を超える場合は住宅1戸当たり200平米までの部分を言います。小規模住宅用地の課税標準につきましては、価格の6分の1の額とする特例措置でございます。

次に、一般住宅用地とは、小規模住宅用地以外の住宅用地をいいまして、例えば300平米の住宅用地、これも一戸建て住宅の敷地が300平米であれば200平米分が小規模住宅用地、残りの100平米分が一般住宅用地となります。一般住宅用地の課税標準額につきましては、価格の3分の1の額とする特例でございます。

軽減される限度は家屋の床面積の10倍まででございます。店舗などを併用している併

用住宅は居住部分の床面積の10倍までとなっております。

現在の6分の1、3分の1の特例率は平成6年度の評価替えから適用しており、現在に至っているところでございます。それで、平成6年度以前は4分の1と2分の1となっております。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 税務課長にもう1点だけお伺いします。

住宅用地とは、住宅が建っている居住の用に供する敷地でございます。住宅用地に対する課税標準の特例でございますが、用地の所有者と住宅の所有者が別々の者が持っている場合、その場合、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されるかどうかお伺いします。

副議長（白旗 修君） 税務課長坂本隆雄君。

税務課長（坂本隆雄君） それは住宅が建っていれば、それが適用されると思います。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 了解いたしました。

それでは、通告しましたけれども、建築基準法の第10条にはこう書いてあるのです。保安上、危険な建築物に対する措置が記載してあります。10条の条文によると、特定行政庁は建築物の除去、移転、改築、増築、修繕、模様替え、使用中止、使用制限、その他、保安上または衛生上必要な措置を勧告することができるのとあります。この建築基準法の法第10条に特定行政庁という言葉がありますけれども、この建築基準法には特定行政庁という言葉が頻繁に出てきますけれども、ここで特定行政庁というのはどういう意味でしょうか。お尋ねします。

副議長（白旗 修君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 特定行政庁とは、建築主事を置く行政庁でございます。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） そうしますと、利根町には建築主事はおりませんので、特定行政庁というのは、利根町の区域は茨城県でございませうか、その点、確認させてください。

副議長（白旗 修君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） おっしゃるとおりでございます。

茨城県、出先で言いますと県南県民センターの建築指導課ということでございます。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） そうしますと、建築基準法についての法適用というのは、やはり町当局では県の方に状況を報告して、県の方で行政指導をいただくという方法でございませうか、お伺いします。

副議長（白旗 修君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 行政指導を仰ぐというよりも、建築主事の主事というこ

となので、町の方から連絡しまして県の建築指導課の方で対応するということになります。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 次にまいります。私は今回、どうしても空き家管理条例の制定をお願いしたいのでございまして、この通告の6番でございますが、空き家等適正管理条例を制定して、空き家の所有者に適正な維持管理を義務づけることがどうしても必要でございます。条例をつくりまして、町が空き家の所有者に必要な措置を勧告し、生活環境の改善を図る必要があります。利根町では現在、利根町安全で住みよいまちづくり条例がありますけれども、この条例だけでは住民の生活の環境保全とか安心・安全な町に対しては十分ではないのでございまして、どうしても空き家対策条例を緊急につくる必要がありますので、町長は現状を踏まえて、近い将来でなくても、この空き家条例をつくる方針とか方向性についてもう一度お伺いします。

副議長（白旗 修君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 空き家等適正管理条例制定の方針ということでございまして、ほかの自治体において東日本大震災を契機に、倒壊など防災面の危機感が高まったこともあり、条例化の検討が進んでいるようではありますが、条例違反により行政代執行を行っても、その費用の回収が困難など問題点もあるようですので、空き家対策につきましては、火災予防、防犯対策、環境保全、景観維持等の複数の関係箇所にもたがる事項でありまして、関係箇所が連携を図って対処することが重要であります。また、私有財産にかかわる問題だけに慎重に検討を重ねていきたいと考えております。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 町長の将来を見据えて前向きな対応について感謝を申し上げます。

今、利根町でも例外を問わず子供の家に行く親たち、将来はグループホームとか老人ホーム、そういうところへ入る方が多うございます。当然あとが空き家ということは目に見えてわかります。必ず将来は人口減少に伴って空き家が多くなりますので、今からその対策を立てなければなりませんので、その点、お願いします。

そして、条例についても、町当局で目視するとか何で現状把握も結構でございますが、やはり条例でも執行部提案が多うございまして、議員提案なども若干ありますけれども、やはり今は全国的に条例とか何かの素案を議会の方に示す前に、条例案をつくってパブリックコメント、町民に意見募集、これをするが多うございます。

例えば住民基本条例、議会基本条例、いろいろありますけれども、今、住民の生活に結びつくのは意見募集、相当な期間を設けまして、国や県、市町村でもパブリックコメントをやっているところが多うございまして、どうしてもこれから町当局で、庁議とか課長会とか何かで判断しないで、素案をつくって住民に広く知らせて意見募集をした方が、利根町の将来のかじ取りは間違いなくて真っすぐ行くと思うのです。

やはり国の方の推測でも、全国的に人口減少で、利根町も例に漏れず近い将来、これから23年後には1万1,000人という暗い数字も出ていますので、そうならないうちに早目に空き家対策という条例をつくって、隣の家が空っぽになっても環境保全ができるような体制をつくるように、ぜひお願いします。

そういった意見募集の考えがあるかどうか、それを町長に再度お伺いします。

副議長（白旗 修君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 住民の意見を幅広く聞くということは重要であろうと思いますので、五十嵐議員の言われていることを十二分に参考にしたいと考えております。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 今度は2番目の質問をします。空き家バンク、この制度は利根町ではこの近在でも先進的な事例でございます。条例を見ますと、利根町空き家情報登録制度（空き家バンク）の登録状況とその実績でございますが、それをお伺いします。

この空き家バンク制度は、ことしの4月から施行して実施ございまして、まだ半年くらいでございますので、この中身を見ますと、空き家を売りたい、貸したい物件、その登録と、または空き家を買いたい、または借りたいという件数でございますが、その件数について何件くらいありましたか。それと成約した件数でございますが、これは社団法人茨城県宅地建物取引業協会と協定を結んで、そこお願いすると、そういう制度でございますので、繰り返しますけれども、空き家を売りたいとか貸したい、または借りたいといった件数でございますが、それをお尋ねします。

副議長（白旗 修君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、利根町空き家情報登録制度（空き家バンク）の登録状況と実績についてお答えをいたします。

1点目の空き家バンク利用登録者件数と空き家バンク物件登録件数及び物件が成立した件数は、平成24年8月24日現在、空き家バンク利用登録者件数は31名、物件登録件数は26件、それと物件が成立した件数は、賃貸借6件、売買が4件の計10件となっております。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 4月に発足して、それからスタートして8月末現在で10件という件数でございますが、まあまあ成績があったように思います。不動産というのは、やはり売るのも買うのも、人生のうちでそうないものでございますので、10件というのは担当課の努力に敬意を表します。

それで、この宅建協会に委託をする場合ですが、これは専門業者がやるのですけれども、ユーザーの方に宅建業者が声をかける場合ですが、この方法でございますが、これは一般媒介と専任媒介、専属専任媒介等がありますけれども、特に担当課の方では宅建業界の方にはただお客さんを紹介するだけであって、細かい点は業者の方にお任せと、そうございますかお伺いします。

副議長（白旗 修君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 町の方が間に入ることによって双方の安心感を得るということで、そのほかは業者にお任せをしております。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） その予算が、今年度は当初で空き家対策で負担金補助及び交付金で500万円を計上しておりますが、10件に対して、予算執行はどのくらいの予算執行をされましたか、その金額と件数だけをお尋ねします。

副議長（白旗 修君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 助成金でよろしいですか。

それでは、助成金について交付の件数と金額でございますが、平成24年8月24日現在、リフォーム工事助成金6件、助成金の交付額でございますが159万5,000円、また、子育て活用促進奨励金は1件で助成金交付額が20万円となっております。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 3番でございますけれども、空き家バンクの有効活用でございますが、4月からスタートして8月24日現在で10件の成果があったということは高く評価いたしますので、家を売りたいとか貸したい場合の物件ですが、これの清掃とか何かをやりまして物件の価値を上げるようなことがあれば、もっと成約が多くなると思うのですが、この清掃とかそういったものは売り手、貸し手がやるのですか、その点をお伺いします。

副議長（白旗 修君） まちづくり推進課長高野光司君。

まちづくり推進課長（高野光司君） それではお答え申し上げます。

清掃、どちらでも借り手、貸し手、両方あると思っておりますけれども、五十嵐議員ちょっと誤解していると思うので、4月からというのは去年丸々1年間と、現在ことしになって8月で2年目です。この条例は昨年の4月1日から施行してございますので、1年と半年だということでございます。

あと、不動産につきましては、宅建協会につきましては、本人の希望をまずとります。売買なのか賃貸なのか、幾らで貸したいのか、売りたいのかを聞いて、まず本人の希望を聞くと。そこに専門家の鑑定士が入りますので、実態そんなに高くないよとか、そこまでだと売れないよというところがありますので、そういう指導を受けて、皆さんご存じのとおりホームページにのせているという状況でございます。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 最後の3番ですが、空き家管理条例と草刈り条例、これは関係いたしますので、ここで質問いたします。

空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の制定でございます。これは、空き地に雑草等が繁茂し、火災や犯罪の発生原因となり、生活環境を悪くします。住宅区域には空き

地、空き家が散見され放置されたままであります。空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例を制定し、生活環境の保全に努めるべきであるということで条例の制定をお願いしたいと思います。

この近隣市町村では、結構利根町周辺では以前から空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例が施行してあります。それについてお伺いします。

副議長（白旗 修君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の制定ということでございますが、空き地の雑草除去については、空き家対策と同様に、個人の所有権あるいは個人情報等の観点から、非常に行政が立ち入りにくい問題もございます。そんなわけで対応に苦慮している状況でございます。

現在の町の対応でございますが、管理状況の悪い家などがある場合、区長より、草木が繁茂して隣近所に迷惑をかけているので所有者に連絡してほしいとの依頼書をいただければ、現場を調査し、所有者に所有地管理のお願いと現場写真を郵送し早急な対応をお願いしておりますので、それと今、各区で空き地の繁茂の対応などもしていただいているという状況でございますので、現在のところは条例を制定する考えはございません。

副議長（白旗 修君） 12番五十嵐辰雄君。

12番（五十嵐辰雄君） 町長は、今のところ条例の制定の考えはないと、そういう答弁でございます。それはそれとして、それではこれに関連しまして、私は雑草等の除去に関する条例の制定を平成20年第4回議会定例会で質問いたしました。そのときは井原町長でございます。これは井原町長の答弁書の中で要点だけを抜粋したものでございます。

答弁書で相当答弁が長いのでございますけれども、時間の関係で簡単に要約しますけれども、町長答弁ですが、土地所有者の管理が原則で空き地の雑草は地元区長等から除去の相談があった場合、土地所有者に通知し除去をお願いしていると、本人が除去できない場合は業者を紹介していると、これが答弁でございます。

今の遠山町長と井原町長も考えはそう大差はないと思うのです。そこで最後に、井原町長はそういうことも踏まえて今後検討していきたいと考えております。こう答弁しております。そのときからちょうど4年になりますけれども、町では条例の制定ということは考えていないと、3年半近く考えたのだから、考えないということでございますので、それ以上はしょうがないけれども、やはり現状を踏まえて、空き家もだんだんふえてくるし、農家の方でも耕作しない、耕作放棄地という言葉はまずいかもしれないけれども、耕作しないところが相当荒れています。ですから早目に手を打たないと、これ利根町も調整区域、特に農村集落とかは原野になってしまいますよね。ですから早目に、みんな町民総動員して条例を施行して、新しいいい町をつくるように願いたいと思っております。

それから、空き家でございますが、これ、ちょっと時間がありますのでもう1点だけ質問と要望をいたしますけれども、国土交通省ではホームページにいろいろ、全国各市区町

村の空き家対策の状況をA4判で約50ページぐらい出ております。そして、空き家対策の各市町村の対策の取り組み方が書いてありますので、担当課の方で時間があればこういったものも、どこの町ではこうしているとか、代執行とか何かありますけれども、やはり条例がないと勧告とか命令、公表、罰則、代執行、ただ区長にお願いするだけでは、お願いする限界がございますので、相当町の方でも行政で手を入れないとなかなか環境改善になりませんので、ぜひこういったところもお願いいたします。

よく空き家の実態を把握して、将来を見据えて、何回も言いますけれども、条例案を示して、対策を町民から意見を募集していい条例をつくるようお願いして質問を終わります。

副議長（白旗 修君） 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

議長席を12番五十嵐辰雄君と交代します。

〔副議長白旗 修君退席、議長五十嵐辰雄君着席〕

議長（五十嵐辰雄君） かわりまして議長を務めさせていただきます。

それでは、引き続き会議を再開します。

---

議長（五十嵐辰雄君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後4時15分散会